

# 船員手帳に係る各種申請のご案内

## 船員手帳関連の申請種類別 必要書類一覧

日本人の申請に限ります。外国人に係る申請の場合は、あらかじめ下記お問い合わせ先までご連絡ください。

種類	手数料※	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
新交付	1,950円	○	○	○	○		未成年 ○	受有者のみ ○
再交付	1,950円	○	○	注1 ○	注2 ○	注3 ○		紛失以外 ○
書換え	1,950円	○	○		注2 ○			○
訂正	注4 一件につき 430円	○		注4 ○				○
写真の はり換え	無料	○	○					○

※：手数料の納付方法は収入印紙になりますが、指定市町村に申請する場合は、各市町村にお問い合わせください。

注1：もとの船員手帳（現在使用している船員手帳）から確認できない場合

注2：もとの船員手帳（現在使用している船員手帳）から雇用関係が確認できない場合

注3：雇入契約が存続中にもかかわらず、もとの船員手帳を紛失等した場合であって、海員名簿を提示できない場合

注4：訂正内容が行政区画変更又は官庁誤記によるものではない場合

### 番号に対応する書類の内容はこちらです。

#### ① 申請書

- 新交付：船員手帳交付申請書
- 再交付：船員手帳再交付（書換え）申請書
- 書換え：船員手帳再交付（書換え）申請書
- 訂正：船員手帳訂正申請書
- 写真のはり換え：写真のはり換え申請

#### ② 写真 2枚

- 縦5.5cm×横4.0cm  
申請日前6ヶ月以内に撮影したもので、単独、無帽かつ、正面上半身もので台紙にはらないもの

#### ③ 戸籍抄本等

- 戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書、本籍の記載のある住民票の写し（※）  
※市役所等から発行されたものをそのまま添付してください。  
※申請日前1年以内のもので、個人番号の記載がないもの。

#### ④ 雇用証明書

- 船舶所有者が発行した雇用関係を証明する書類

#### ⑤ 船員手帳再交付雇入関係事項証明書

- 現在雇入契約が存続中にもかかわらず、もとの船員手帳を紛失等した場合であって、海員名簿を提示できない場合、添付が必要。

#### ⑥ 法定代理人の承諾書

- 法定代理人全員が申請者が船員になることについて、許可したことを証する書類  
申請者が未成年の場合、添付が必要

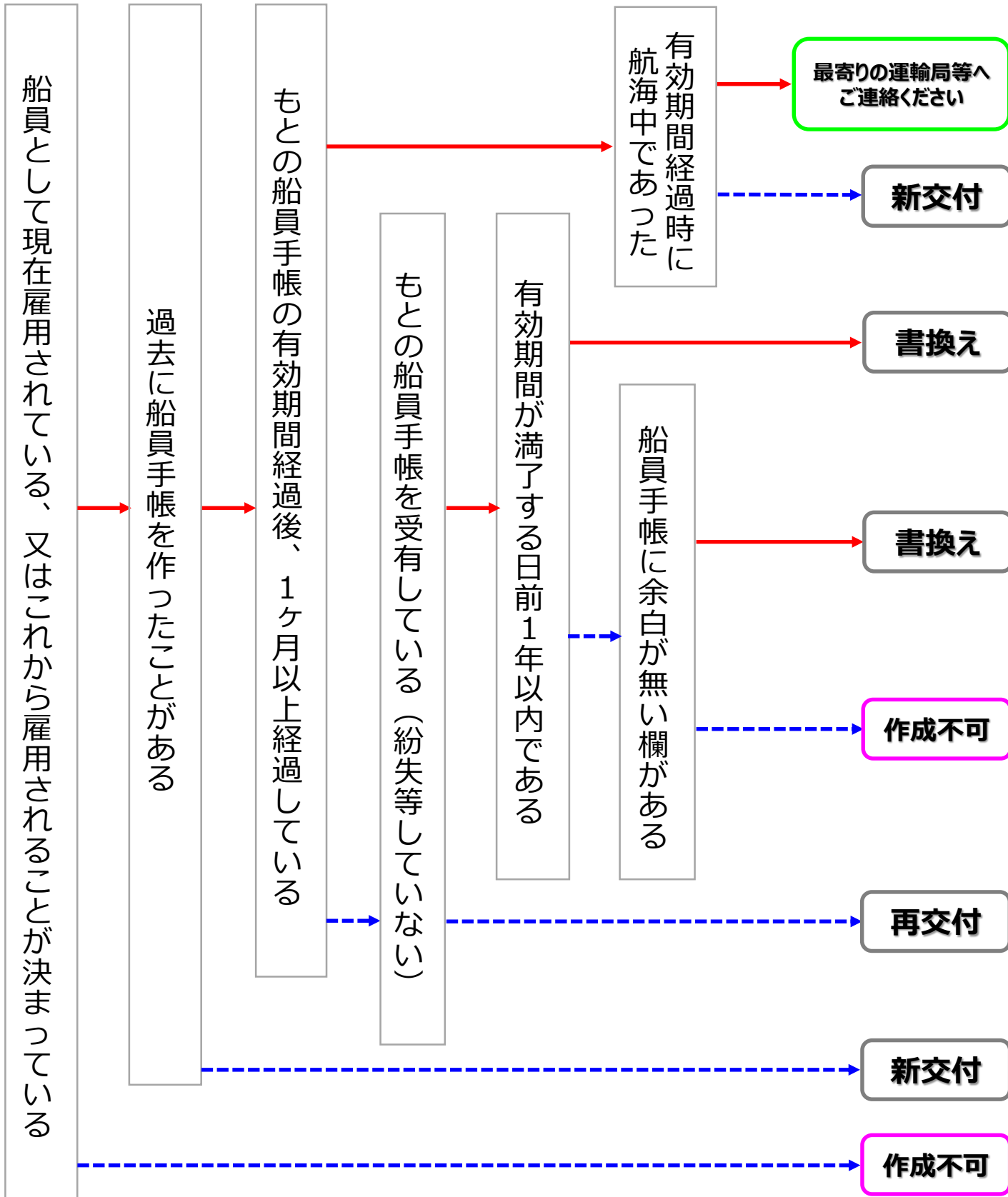
#### ⑦ もとの船員手帳 (現在使用している船員手帳)

どの申請が必要かご不明な場合は、裏面フローチャートをご活用ください。

【お問い合わせ】北海道運輸局 海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課  
TEL:011-290-2772 FAX:011-290-1022

# 船員手帳の交付に関するフローチャート

→ はい  
- - - いいえ



## 船員手帳に記載されている氏名・性別・本籍に変更があった場合

上記申請とは別に船員手帳訂正申請が必要になりますので、書類を用意する際は、上記申請に加えて訂正申請に必要な書類もご用意ください。